

地方公共団体におけるリフォーム支援策に関する調査結果

(平成23年8月時点における支援制度)

(1)補助名称および実施地方公共団体			(2)リフォーム支援策の分類について		(3)支援方法について		(4)補助要件について						(5)補助内容について				
都道府県名	補助名称	実施地方公共団体	分類 (以下の選択肢から選択) ①耐震改修 ②バリアフリー改修 ③エコリフォーム促進 ④災害予防 ⑤リフォーム促進 ⑥その他	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①補助(診断士派遣を含む) ②融資(無利子) ③利子補給 ④融資(有利子) ⑤ポイント発行 ⑥その他	備考	工事施工者		発注者		リフォーム実施住宅	他の補助事業との関係		その他 (工事内容、工事施工者、実施住宅以外の要件を記入して下さい。)	A)支援対象		
							分類 (以下の選択肢から選択) ①中小事業者 ②都道府県(市区町村)内の事業者 ③都道府県(市区町村)内の事業者かつ中小事業者 ④その他の要件 ⑤要件なし	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①高齢者・身体障害者のみ ②低所得者のみ ③その他の要件 ④要件なし	備考		分類 (以下の選択肢から選択) ①ほかの補助事業との併用は不可 ②ほかの補助事業の利用を要件としている ③その他 ④要件なし	備考		備考	備考	
秋田県	秋田県住宅リフォーム緊急支援事業	秋田県	⑤リフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)		②都道府県(市区町村)内の事業者	・県内に本店を有する建設業者等	③その他の要件	県内在住者で持ち家住宅(親または子の住宅を含む)を増改築・リフォームする者	・一戸建ての住宅 ・マンション等の共同住宅(専有部分のみ)	④要件なし		・補助金の利用は一住宅に一回限り	②工事費用に応じて決定		補助対象工事費の10%に相当する額(上限20万円)
秋田県	秋田県住宅用太陽光発電システム普及補助金	秋田県	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)		②都道府県(市区町村)内の事業者	県内に事業所(本店、支店、営業所等)を有する事業者	③その他の要件	県内に住所を有する個人又は県内に主たる事務所を有する法人	・一戸建ての住宅 ・マンション等の共同住宅	④要件なし			④設置する設備の性能に応じて補助額を設定		太陽光発電システム公称最大出力(kW)×3万円
秋田県	家庭用高効率給湯器等普及支援事業	秋田県	③エコリフォーム促進		⑤ポイント発行		②都道府県(市区町村)内の事業者	県内に事業所(本店、支店、営業所等)を有する事業者	③その他の要件	県内在住者で持ち家住宅(親または子の住宅を含む)を増改築・リフォームする者住宅含む	・一戸建ての住宅 ・マンション等の共同住宅	④要件なし		新築を除いた既存の住宅、増改築、もしくはリフォームを行う住宅が対象	③(工事費用にかかわらず)定額を補助		定額 (例) ・エコキュート 38千ポイント ・エコジョーズ 18千ポイント
秋田県	秋田市住宅リフォーム支援事業	秋田市	⑤リフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)		②都道府県(市区町村)内の事業者	・市内に本店を有する建設業者等	③その他の要件	市税等の滞納のない市内在住者	・一戸建ての住宅 ・マンション等の共同住宅(専有部分のみ)	④要件なし		・補助金の利用は一住宅に一回限り	②工事費用に応じて決定		一律3万円
秋田県	秋田市木造住宅耐震診断補助事業	秋田市	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)		⑤要件なし		③その他の要件	市内在住者で自ら居住する市内の住宅の耐震診断を実施する者	昭和56年5月31日以前に建築された木造戸建て住宅	④要件なし			①特定の工事の工事費用に応じて決定		耐震診断に要する費用の2/3に相当する額(上限3万円)
秋田県	秋田市木造住宅耐震改修補助事業	秋田市	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)		⑤要件なし		③その他の要件	市内在住者で自ら居住する市内の住宅の耐震改修を実施する者	・昭和56年5月31日以前に建築された木造戸建て住宅 ・木造住宅の地震に対する安全性を診断した結果、上部構造評点が0.7未満で秋田市長から勧告を受けたもの	④要件なし			①特定の工事の工事費用に応じて決定		耐震改修工事費に23.0%を乗じて得た以内の額。ただし、その額が300千円を超えるときは300千円を限度。
秋田県	秋田市住宅用太陽光発電システム設置費補助金	秋田市	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)		⑤要件なし		③その他の要件	市内在住者で自ら居住する市内の住宅に太陽光発電システムを設置、または自ら居住する太陽光発電システム付き住宅を購入する方	自ら居住する市内の住宅	④要件なし			④設置する設備の性能に応じて補助額を設定		定額
秋田県	能代市住宅リフォーム緊急支援事業	能代市	⑤リフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)		②都道府県(市区町村)内の事業者	・市内に本店を有する建設業者等	③その他の要件	補助申請者及び同一世帯の親族が市税を滞納していない市内在住者で持ち家住宅(親または子の住宅を含む)を増改築・リフォームする者	・一戸建ての住宅 ・マンション等の共同住宅(専有部分のみ) ・新築後1年以上経過住宅	④要件なし		・補助金の利用は一住宅に一回限り	②工事費用に応じて決定		補助対象工事費の10%に相当する額(上限20万円)
秋田県	秋田スキの温もり補助事業	能代市	⑥その他	木材製品の地産地消、地域内外へのPR	①補助(診断士派遣を含む)		④その他の要件	指定事業所から材料を購入し施工する大工及び工務店	③その他の要件	・市内在住者で自ら居住する住宅を新築・増改築・リフォームする者 ・補助対象材PRで写真等の掲載を承諾できる方	貸家、借家、アパート等の賃貸に供する建物を除く	③その他	能代市リフォーム緊急支援事業との併用可	・補助金の利用は一住宅に一回限り	①特定の工事の工事費用に応じて決定		・内装材は、坪単価2万5千円以内のもの ・外壁は、住宅外周長2/3以上、外壁面積の1/3以上の施工、木塀は公共道路面への敷設 ・リフォーム工事の申請は、材料費が補助上限以上の施工工事とする
秋田県	能代市木造住宅耐震診断補助事業	能代市	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)		④その他の要件	耐震診断士の所属する建築士事務所	③その他の要件	・耐震診断士と契約する者 ・市内在住の住宅所有者 ・市税等の滞納のない方	・S56年以前に市内に建築された居住している木造戸建て住宅	①ほかの補助事業との併用は不可		・補助金の利用は一住宅に一回限り	①特定の工事の工事費用に応じて決定		耐震診断に要する費用の2/3に相当する額(上限3万円)

地方公共団体におけるリフォーム支援策に関する調査結果

(平成23年8月時点における支援制度)

(1)補助名称および実施地方公共団体			(2)リフォーム支援策の分類について		(3)支援方法について		(4)補助要件について						(5)補助内容について			
都道府県名	補助名称	実施地方公共団体	分類 (以下の選択肢から選択) ①耐震改修 ②バリアフリー改修 ③エコリフォーム促進 ④災害予防 ⑤リフォーム促進 ⑥その他	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①補助(診断士派遣を含む) ②融資(無利子) ③利子補給 ④融資(有利子) ⑤ポイント発行 ⑥その他	備考	工事施工者		発注者		他の補助事業との関係		その他 (工事内容、工事施工者、実施住宅以外の要件を記入して下さい。)	A)支援対象		
							分類 (以下の選択肢から選択) ①中小事業者 ②都道府県(市区町村)内の事業者 ③都道府県(市区町村)内の事業者かつ中小事業者 ④その他の要件 ⑤要件なし	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①高齢者・身体障害者のみ ②低所得者のみ ③その他の要件 ④要件なし	備考	リフォーム実施住宅	分類 (以下の選択肢から選択) ①ほかの補助事業との併用は不可 ②ほかの補助事業の利用を要件としている ③その他 ④要件なし		備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①特定の工事の工事費用に応じて決定 ②工事費用にかかわらず ③(工事費用にかかわらず)定額を補助 ④設置する設備の性能に応じて補助額を設定 ⑤使用する材料量に応じて補助額を決定 ⑥その他	備考
秋田県	能代市木造住宅耐震改修補助事業	能代市	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)			⑤要件なし	③その他の要件	・市内在住の住宅所有者 ・市税等の滞納のない方			・補助金の利用は一住宅に一回限り	①特定の工事の工事費用に応じて決定		補助金交付額は、耐震改修工事費又は対象住宅の延べ面積に32,600円/㎡を乗じて得た金額のいずれか小さい方の金額に23.0%を乗じて得た額以内の額で、1,000円未満の端数を切り捨てた額とする。ただし、その額が300,000円を超えるときは300,000円を限度とする
秋田県	能代市浸水対策住宅改善支援補助金	能代市	④災害予防		①補助(診断士派遣を含む)		②都道府県(市区町村)内の事業者	・市内に本店を有する建設業者等	③その他の要件	・市内在住者で自ら居住する住宅を新築・増改築・リフォームする者 ・補助対象材PRで写真等の掲載を承諾できる方	平成19年9月または平成21年7月に豪雨災害により、床下浸水以上の被害を受けた市内の居住している住宅	③その他	能代市リフォーム緊急支援事業との併用可(ただし、リフォーム補助金を控除した額)	・補助金の利用は一住宅に一回限り	①特定の工事の工事費用に応じて決定	次の合計額で、千円未満を切り捨てた額(上限40万円) ・揚家 工事費の2/10 ・ブロック塀設置工事 工事費の3/10
秋田県	横手市住宅リフォーム促進事業補助金	横手市	⑤リフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)		②都道府県(市区町村)内の事業者	施工業者は、原則として次に掲げる事業者が施工する工事であること。 (ア)市内に事業所を有する法人であって、横手市の法人市民税が課されているもの。 (イ)市内に事業所を有する個人であって、横手市に住民登録をしているもの。	③その他の要件	補助対象者は、次の要件の全てを満たす人 ①横手市に住民登録または外国人登録をしており、かつ、居住している人。 ②本人及び同一世帯員が、市税を滞納していない事。	市内に有する自己の居住用に要する住宅(併用住宅を含み、賃貸借住宅を除き、マンション等の集合住宅は、対象者の専有部分のみとする。)で次に掲げるものを修繕し、補修し、又は増築する工事に係る経費の一部補助 (1)自己が所有し、かつ、居住している住宅 (2)親又は子が所有し、自己が居住している住宅 (3)親又は子が所有し、かつ、居住している住宅 (4)自己が所有する住宅で、親又は子が居住する住宅	①ほかの補助事業との併用は不可		①特定の工事の工事費用に応じて決定		補助対象工事に要する経費の5パーセントに相当する額(千円未満切捨、上限20万円)
秋田県	横手市木造住宅耐震診断等補助事業	横手市	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)		⑤要件なし		③その他の要件	市内在住者で自ら居住する市内の住宅の耐震診断を実施する者	昭和56年5月31日以前に着工され、居住の用に供している木造戸建住宅	①ほかの補助事業との併用は不可	・補助金の利用は一住宅に一回限り	①特定の工事の工事費用に応じて決定		耐震診断に要する費用の2/3に相当する額(上限3万円)
秋田県	横手市木造住宅耐震改修等補助事業	横手市	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)		④その他の要件	耐震診断士の所属する建設業者等	③その他の要件	補助対象住宅を所有する個人であり、所有者及び同一世帯に属する者が、本市の市税を滞納していない者	昭和56年5月31日以前に着工され、居住の用に供している木造戸建住宅	①ほかの補助事業との併用は不可	・補助金の利用は一住宅に一回限り	①特定の工事の工事費用に応じて決定		補助対象工事費の23.0%を乗じて得た額(上限30万円)
秋田県	大館市住宅リフォーム緊急支援事業	大館市	⑤リフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)		②都道府県(市区町村)内の事業者	・市内に本店を有する建設業者等(下請けも市内であること)	③その他の要件	市税を滞納していない市内在住者で持ち家住宅(親または子の住宅を含む)を増改築・リフォームする者	・一戸建ての住宅 ・マンション等の共同住宅(専有部分のみ)	①ほかの補助事業との併用は不可	市で行っている他の補助事業との併用は不可	・補助金の利用は一住宅に一回限り	②工事費用に応じて決定	補助対象工事費の5%に相当する額(上限10万円)
秋田県	大館市木造住宅耐震改修補助制度	大館市	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)		②都道府県(市区町村)内の事業者	・市内に本店を有する建設業者等	③その他の要件	市内在住者で対象住宅を所有する者	昭和56年5月31日以前に建築された木造在来一戸建て住宅	④要件なし		・補助金の利用は一住宅に一回限り	②工事費用に応じて決定	診断に要した費用と対象住宅の延べ床面積に、1000円/㎡を乗じた額の少ない額に2/3を乗じて得た額。ただし、30,000円を限度とする。
秋田県	大館市秋田杉集成材等需要拡大事業	大館市	⑤リフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)		⑤要件なし		③その他の要件	市内在住者で対象住宅を所有する者	・一戸建ての専用住宅	④要件なし		⑤使用する材料量に応じて補助額を決定		秋田杉集成材を3.0m3以上使用したときは10万円、1.5m3以上3.0m3未満使用したときは7万円及び秋田杉乾燥材を3.0m3以上使用したときは7万円、1.5m3以上3.0m3未満使用したときは5万円
秋田県	心身障害者居室整備資金貸付制度	大館市	⑥その他	心身障害者支援	④融資(有利子)		⑤要件なし		③その他の要件	心身障害者手帳1～4級または、療育手帳Aをお持ちの方、又は同居する親族	特になし	④要件なし		⑥その他	融資限度額が150万円	連帯保証人：市内居住するかた2人 据置期間：2年以内 償還期間：据置期間経過後8年以内 償還方法：元利均等半年賦償還 貸付利率：3%以内

地方公共団体におけるリフォーム支援策に関する調査結果

(平成23年8月時点における支援制度)

(1)補助名称および実施地方公共団体			(2)リフォーム支援策の分類について		(3)支援方法について		(4)補助要件について						(5)補助内容について				
都道府県名	補助名称	実施地方公共団体	分類 (以下の選択肢から選択) ①耐震改修 ②バリアフリー改修 ③エコリフォーム促進 ④災害予防 ⑤リフォーム促進 ⑥その他	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①補助(診断士派遣を含む) ②融資(無利子) ③利子補給 ④融資(有利子) ⑤ポイント発行	備考	工事施工者		発注者		他の補助事業との関係		その他 (工事内容、工事施工者、実施住宅以外の要件を記入して下さい。)	A)支援対象			
							分類 (以下の選択肢から選択) ①中小事業者 ②都道府県(市区町村)内の事業者 ③都道府県(市区町村)内の事業者かつ中小事業者 ④その他の要件 ⑤要件なし	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①高齢者・身体障害者のみ ②低所得者のみ ③その他の要件 ④要件なし	備考	リフォーム実施住宅	分類 (以下の選択肢から選択) ①ほかの補助事業との併用は不可 ②ほかの補助事業の利用を要件としている ③その他 ④要件なし		備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①特定の工事の工事費用に応じて決定 ②工事費用に応じて決定 ③(工事費用にかかわらず)定額を補助 ④設置する設備の性能に応じて補助額を設定 ⑤使用する材料量に応じて補助額を設定 ⑥その他	備考	補助率等
秋田県	ひとり親家庭等住宅整備資金制度	大館市	⑥その他	ひとり親家庭支援	④融資(有利子)		⑤要件なし		③その他の要件	配偶者のない男子 配偶者のない女子	特になし		④要件なし		⑥その他	融資限度額が150万円	連帯保証人:市内居住するかた1人 償還期間:1年以内 償還方法:元利均等半年賦償還 貸付利率:変動制、現在は1%
秋田県	高齢者住宅整備資金貸付制度	大館市	⑥その他	高齢者支援	④融資(有利子)		⑤要件なし		③その他の要件	60歳以上の高齢者と同居する親族	特になし		④要件なし		⑥その他	融資限度額が150万円	連帯保証人:市内居住するかた2人 償還期間:2年以内 償還方法:元利均等半年賦償還 貸付利率:償還期間などにより異なる
秋田県	浄化槽設置整備事業	大館市	⑥その他	浄化槽を設置する方への補助	①補助(診断士派遣を含む)		②都道府県(市区町村)内の事業者	・市内に本店を有する建設業者等	③その他の要件	公共下水道認可区域及び農業集落排水事業採択区域を除いた市内全域の方	・一般住宅又は併用住宅 ・排水の放流先が確保できること		④要件なし		③(工事費用にかかわらず)定額を補助	5人槽 35.2万円 7人槽 44.1万円 10人槽 58.8万円	
秋田県	水洗便所改造資金融資あっせん制度	大館市	⑥その他	下水道に接続する方への資金融資を市が金融機関にあっせんし、利子を市が負担するもの	③利子補給		⑤要件なし		③その他の要件	個人であり、処理開始の告示の日から3年以内に工事を行う方	・一般住宅又は併用住宅		④要件なし		⑥その他	融資限度額が150万円	連帯保証人:市内居住するかた2人 償還期間:60カ月以内 償還方法:毎月元金均等償還
秋田県	男鹿市住宅リフォーム助成事業補助金	男鹿市	⑤リフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)		②都道府県(市区町村)内の事業者	・市内業者施工	③その他の要件	市内在住者で持ち家住宅(自己又は配偶者の直系の親族含む)を増改築・リフォームするもの	・一戸建ての住宅	他の助成制度を利用する場合で、当該助成制度で重複計上認められない工事の全部又は一部	・補助金の利用は一住宅に一回限り。ただし、先に補助金を受けたリフォーム工事箇所又は工事内容と異なる工事で工事年度が異なる場合はこの限りでない。	②工事費用に応じて決定	補助対象工事費の20%に相当する額(上限20万円) 福祉対策・環境対策として障害者手帳の交付介護認定下水道新規接続上下水道加入市ガス加入のいずれかに該当する場合工事費の30%に相当する額(限度額30万円)		
秋田県	男鹿市子育て住宅リフォーム助成事業補助金	男鹿市	⑤リフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)		②都道府県(市区町村)内の事業者	・市内業者施工	③その他の要件	世帯に18歳未満がいる市内在住者で持ち家住宅(自己又は配偶者の直系の親族含む)を増改築・リフォームするもの	・一戸建ての住宅		①ほかの補助事業との併用は不可	②工事費用に応じて決定	補助対象工事費の1/3に相当する額(上限50万円)		
秋田県	男鹿市太陽光発電システム導入費補助金	男鹿市	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)		②都道府県(市区町村)内の事業者	・市内業者施工	③その他の要件	市内に設置され補助対象者が使用するもの	特になし	国補助の交付決定を受けていること	・補助金の利用は一住宅に一回限り	④設置する設備の性能に応じて補助額を設定	システム出力1キロワット当たり4万円(上限16万円)		
秋田県	男鹿市合併処理浄化槽設置整備事業補助金	男鹿市	⑥その他	トイレ水洗化	①補助(診断士派遣を含む)		⑤要件なし		③その他の要件	市内在住者	・一戸建ての住宅		①ほかの補助事業との併用は不可	④設置する設備の性能に応じて補助額を設定	補助対象工事費40%(上限35.2万円~61.5万円)		
秋田県	男鹿市高齢者住宅整備資金貸付	男鹿市	②バリアフリー改修		④融資(有利子)		⑤要件なし		①高齢者・身体障害者のみ	市内に居住し、60歳以上の親族である高齢者と同居する者で高齢者の居室等を増改築又は改造する	・一戸建ての住宅		④要件なし	②工事費用に応じて決定	上限100万円		
秋田県	男鹿市障害者住宅整備資金貸付	男鹿市	②バリアフリー改修		④融資(有利子)		⑤要件なし		①高齢者・身体障害者のみ	市内に居住し、障害者又は障害者と同居する親族で、障害者向けに居室等を増改築又は改造する	・一戸建ての住宅		④要件なし	②工事費用に応じて決定	上限150万円		
秋田県	男鹿市木造住宅耐震診断補助事業	男鹿市	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)		④その他の要件	耐震診断士の所属する建築士事務所等	③その他の要件	市内に存し、昭和56年5月31日以前に建築された木造戸建て住宅で、過去に補助金を受けて診断を受けていないもの	木造住宅		④要件なし	②工事費用に応じて決定	耐震診断に要した費用の額に3分の2を乗じて得た金額と対象住宅1戸当たり3万円の額と比較していずれか少ない方の額		

地方公共団体におけるリフォーム支援策に関する調査結果

(平成23年8月時点における支援制度)

(1)補助名称および実施地方公共団体			(2)リフォーム支援策の分類について		(3)支援方法について		(4)補助要件について						(5)補助内容について				
都道府県名	補助名称	実施地方公共団体	分類 (以下の選択肢から選択) ①耐震改修 ②バリアフリー改修 ③エコリフォーム促進 ④災害予防 ⑤リフォーム促進 ⑥その他	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①補助(診断士派遣を含む) ②融資(無利子) ③利子補給 ④融資(有利子) ⑤ポイント発行 ⑥その他	備考	工事施工者		発注者		リフォーム実施住宅	他の補助事業との関係		その他 (工事内容、工事施工者、実施住宅以外の要件を記入して下さい。)	A)支援対象		
							分類 (以下の選択肢から選択) ①中小事業者 ②都道府県(市区町村)内の事業者 ③都道府県(市区町村)内の事業者かつ中小事業者 ④その他の要件 ⑤要件なし	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①高齢者・身体障害者のみ ②低所得者のみ ③その他の要件 ④要件なし	備考		備考	備考		備考	備考	備考
秋田県	男鹿市水洗便所改造資金融資あっせん	男鹿市	⑥その他	トイレ水洗化	③利子補給		④その他の要件	排水設備指定工事店	③その他の要件	下水の処理開始すべき日から3年以内に汲み取り便所を水洗便所に改造するもの	汲み取り便所	①ほかの補助事業との併用は不可		・融資あっせんは一住宅に一回限り	②工事費用に応じて決定	トイレのみ	固定金利型
秋田県	湯沢市住宅リフォーム資金助成事業(8月1日予算上の都合により終了)	湯沢市	⑤リフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)		②都道府県(市区町村)内の事業者	市内に本店もしくは事業所を置き市に登録のある建設業者等	③その他の要件	市税を滞納していない市内在住者	・一戸建ての住宅 ・マンション等の共同住宅(専有部分のみ)	④要件なし		・補助金の利用は一住宅に一回限り	③(工事費用にかかわらず)定額を補助		20万円以上の改修工事につき5万円
秋田県	雪害住宅改修助成事業(8月1日予算上の都合により終了)	湯沢市	⑥その他		①補助(診断士派遣を含む)		②都道府県(市区町村)内の事業者	市内に本店もしくは事業所を置き市に登録のある建設業者等	③その他の要件	雪害を受けた罹災証明が発行される市税を滞納していない市内居住者	・一戸建ての住宅 ・マンション等の共同住宅(専有部分のみ)	④要件なし		・補助金の利用は一住宅に一回限り	③(工事費用にかかわらず)定額を補助		20万円以上の改修工事につき7万円
秋田県	子育てリフォーム助成事業	湯沢市	⑥その他		①補助(診断士派遣を含む)		②都道府県(市区町村)内の事業者	市内に本店もしくは事業所を置き市に登録のある建設業者等	③その他の要件	市税を滞納していない市内在住者かつ子育て世帯等	・一戸建ての住宅 ・マンション等の共同住宅(専有部分のみ)	④要件なし		・補助金の利用は一住宅に一回限り	③(工事費用にかかわらず)定額を補助		20万円以上の改修工事につき8万円
秋田県	湯沢市浄化槽設置整備事業補助金	湯沢市	⑥その他	トイレ水洗化	①補助(診断士派遣を含む)		②都道府県(市区町村)内の事業者	県内に事業所を置き、市の指定する工事店	③その他の要件	下水道区域以外等	・一戸建ての住宅	④要件なし			④設置する設備の性能に応じて補助額を設定		定額(浄化槽人槽による)
秋田県	湯沢市水洗化等整備資金融資あっせん	湯沢市	⑥その他	トイレ水洗化	③利子補給		②都道府県(市区町村)内の事業者	県内に事業所を置き、市の指定する工事店	③その他の要件	下水道供用区域になってから3年以内等	・一戸建ての住宅 ・マンション等の共同住宅	④要件なし			①特定の工事の工事費用に応じて決定		6年以内
秋田県	湯沢市高齢者住宅整備資金貸付	湯沢市	⑥その他	高齢者の居住環境改善	④融資(有利子)		⑤要件なし		①高齢者・身体障害者のみ	65歳以上の親族と同居する60歳未満のもの等	・一戸建ての住宅	④要件なし			②工事費用に応じて決定		10年以内
秋田県	湯沢市障害者住宅整備資金貸付	湯沢市	⑥その他	障害者の居住改善	④融資(有利子)		⑤要件なし		①高齢者・身体障害者のみ	身体障害者(1～4級)と同居する親族等	・一戸建ての住宅	④要件なし			②工事費用に応じて決定		10年以内
秋田県	湯沢市母子家庭及び寡婦家庭住宅整備資金貸付	湯沢市	⑥その他	母子家庭及び寡婦家庭の福祉の増進	④融資(有利子)		⑤要件なし		③その他の要件	母子家庭及び寡婦家庭	・一戸建ての住宅	④要件なし			②工事費用に応じて決定		10年以内
秋田県	鹿角市民間住宅リフォーム支援事業費補助金	鹿角市	⑤リフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)		②都道府県(市区町村)内の事業者	市内に本店もしくは事業所を置き市に登録のある建設業者等	③その他の要件	市税を滞納していない市内在住者	・一戸建ての住宅(併用住宅を含む)	④要件なし	住宅用太陽光発電システム導入費補助金、合併処理浄化槽設置整備事業、介護保険制度との併用は不可	・補助金の利用は一住宅に一回限り	②工事費用に応じて決定		補助対象工事費の20%に相当する額
秋田県	鹿角杉の香るぬくもりの家補助金	鹿角市	⑥その他	鹿角市産秋田スギの利用を促進し、林業・木材産業の活性化	①補助(診断士派遣を含む)		②都道府県(市区町村)内の事業者	市内に本店もしくは事業所を置き市に登録のある建設業者等	③その他の要件	市税を滞納していない市内在住者	・一戸建ての住宅(併用住宅を含む)	③その他	国・県の類似する補助事業等との併用は不可	・補助金の利用は一住宅に一回限り	⑤使用する材料量に応じて補助額を決定		構造材等(柱、梁、筋かい等)として、鹿角市産秋田スギを50%以上及び、5立方メートル以上使用する場合に、1立方メートルあたり1万5千円の補助。内装材(床、壁、天井等)として使用する場合には木材費の2分の1に相当する額

地方公共団体におけるリフォーム支援策に関する調査結果

(平成23年8月時点における支援制度)

(1)補助名称および実施地方公共団体			(2)リフォーム支援策の分類について		(3)支援方法について		(4)補助要件について						(5)補助内容について				
都道府県名	補助名称	実施地方公共団体	分類 (以下の選択肢から選択) ①耐震改修 ②バリアフリー改修 ③エコリフォーム促進 ④災害予防 ⑤リフォーム促進 ⑥その他	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①補助(診断士派遣を含む) ②融資(無利子) ③利子補給 ④融資(有利子) ⑤ポイント発行	備考	工事施工者		発注者		リフォーム実施住宅	他の補助事業との関係		その他 (工事内容、工事施工者、実施住宅以外の要件を記入して下さい。)	A)支援対象		
							分類 (以下の選択肢から選択) ①中小事業者 ②都道府県(市区町村)内の事業者 ③都道府県(市区町村)内の事業者かつ中小事業者 ④その他の要件 ⑤要件なし	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①高齢者・身体障害者のみ ②低所得者のみ ③その他の要件 ④要件なし	備考		分類 (以下の選択肢から選択) ①ほかの補助事業との併用は不可 ②ほかの補助事業の利用を要件としている ③その他 ④要件なし	備考		分類 (以下の選択肢から選択) ①特定の工事の工事費用に応じて決定 ②工事費用にかかわらず ③(工事費用にかかわらず)定額を補助 ④設置する設備の性能に応じて補助額を設定 ⑤使用する材料量に応じて補助額を設定 ⑥その他	備考	補助率等
秋田県	住宅用太陽光発電システム導入費補助金	鹿角市	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)		⑤要件なし		③その他の要件	市税を滞納していない市内在住者	・一戸建ての住宅(併用住宅を含む)	②ほかの補助事業の利用を要件としている	国または県との併用	・補助金の利用は一住宅に一回限り	④設置する設備の性能に応じて補助額を設定		システムの最大出力1キロワットあたり4万円
秋田県	木造住宅耐震診断事業費補助金	鹿角市	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)		④その他の要件	秋田県が作成する「木造住宅耐震診断・改修技術者名簿」に登録された耐震診断士	③その他の要件	市内に存する木造戸建住宅の所有者	・木造戸建住宅(併用住宅を含む)	④要件なし		・補助金の利用は一住宅に一回限り	⑥その他	耐震診断に係る費用	耐震診断に係る費用の2/3(上限3万円)
秋田県	木造住宅耐震改修事業費補助金	鹿角市	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)		⑤要件なし		③その他の要件	市内に存する木造戸建住宅の所有者	・木造戸建住宅(併用住宅を含む)	④要件なし		・補助金の利用は一住宅に一回限り	①特定の工事の工事費用に応じて決定	耐震改修工事に係る費用	耐震改修工事に係る費用の23%から2/3(上限30万円)
秋田県	水洗化工事資金融資あっせん制度	鹿角市	⑥その他	トイレの水酸化促進	③利子補給		④その他の要件	指定業者	③その他の要件	住宅の所有者	・下水道認可区域内の住宅	④要件なし			①特定の工事の工事費用に応じて決定	下水道接続に係る費用	返済期間:50ヶ月以内 利子:市負担 返済方法:元金均等毎月払い
秋田県	合併処理浄化槽設置整備事業	鹿角市	⑥その他	トイレの水酸化促進	①補助(診断士派遣を含む)		④その他の要件	浄化槽設備士がいる施工業者	③その他の要件	住宅の所有者	・下水道認可区域外の住宅	④要件なし			①特定の工事の工事費用に応じて決定	浄化槽設備の設置に係る費用	定額
秋田県	障害者住宅整備資金	鹿角市	⑥その他	身体障害者支援(住宅の増改築)	②融資(無利子)		⑤要件なし		①高齢者・身体障害者のみ		特になし	④要件なし			②工事費用に応じて決定	住宅の増改築に係る費用	貸付利率:政府資金利率により変動 返済期間:1年据置きで9年償還
秋田県	母子家庭及び寡婦家庭住宅整備資金	鹿角市	⑥その他	母子・寡婦家庭支援(住宅の増改築)	融資(有利子、又は無利子)		⑤要件なし		③その他の要件	母子家庭及び寡婦家庭	特になし	④要件なし			②工事費用に応じて決定	住宅の増改築に係る費用	貸付利率:年3%以内において秋田県の実定規則で定める利率(条件により無利子の場合もあり) 返済期間:1年据置きで9年償還
秋田県	かづのde"ふるさとライフ"奨励金	鹿角市	⑥その他	交流居住者支援(住宅の修繕)	①補助(診断士派遣を含む)		②都道府県(市区町村)内の事業者		③その他の要件	市内に転入して3月に満たない移住の形態又は住所を置く居住者と市を交互に往来しながら滞在する方	・市が認定した空家	④要件なし			②工事費用に応じて決定	修繕・改修に係る費用	定額
秋田県	由利本荘市日常生活用具給付等事業(居宅生活動作補助用具)	由利本荘市	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)		⑤要件なし		①高齢者・身体障害者のみ	下肢、体幹機能障害又は乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)を有するものであって障害等級3級以上のもの	特になし	④要件なし			②工事費用に応じて決定		上限20万円(内、原則本人が1割負担)
秋田県	住宅リフォーム資金助成事業	由利本荘市	⑤リフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)		②都道府県(市区町村)内の事業者	市内に事業所を有する法人又は個人事業主	③その他の要件	市内在住者で持ち家住宅(親または子の住宅を含む)を増改築・リフォームする者、また、市税及び保育料の未納がないこと	市内に存する自己居住の住宅で、過去にこの制度による助成をうけていない住宅	③その他	市の他の補助金との併用は不可。県の補助金との併用は可。	・補助金の利用は一住宅に一回限り	②工事費用に応じて決定	ただし、補助対象外工事あり	補助対象工事費の10%に相当する額(上限10万円)

地方公共団体におけるリフォーム支援策に関する調査結果

(平成23年8月時点における支援制度)

(1) 補助名称および実施地方公共団体			(2) リフォーム支援策の分類について		(3) 支援方法について		(4) 補助要件について						(5) 補助内容について			
都道府県名	補助名称	実施地方公共団体	分類 (以下の選択肢から選択) ①耐震改修 ②バリアフリー改修 ③エコリフォーム促進 ④災害予防 ⑤リフォーム促進 ⑥その他	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①補助(診断士派遣を含む) ②融資(無利子) ③利子補給 ④融資(有利子) ⑤ポイント発行 ⑥その他	備考	工事施工者		発注者		他の補助事業との関係		その他 (工事内容、工事施工者、実施住宅以外の要件を記入して下さい。)	A) 支援対象		
							分類 (以下の選択肢から選択) ①中小事業者 ②都道府県(市区町村)内の事業者 ③都道府県(市区町村)内の事業者かつ中小事業者 ④その他の要件 ⑤要件なし	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①高齢者・身体障害者のみ ②低所得者のみ ③その他の要件 ④要件なし	備考	リフォーム実施住宅	分類 (以下の選択肢から選択) ①ほかの補助事業との併用は不可 ②ほかの補助事業の利用を要件としている ③その他 ④要件なし		備考	備考	補助率等
秋田県	太陽光発電システム設置費補助事業	由利本荘市	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)		⑤要件なし		③その他の要件	市内居住者で市税等に滞納がない者	特になし	②ほかの補助事業の利用を要件としている	県の太陽光発電システム設置費補助事業の交付決定通知を受けている者		④設置する設備の性能に応じて補助額を設定	1kwあたり20千円で上限4kw80千円まで
秋田県	生ごみ処理機購入費補助金	由利本荘市	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)		⑤要件なし		③その他の要件	市内居住者で現に居住している個人	特になし	④要件なし		①特定の工事の工事費用に応じて決定	生ごみ処理機購入費の1/2で上限50千円まで	
秋田県	由利本荘市浄化槽整備事業	由利本荘市	⑥その他	トイレの水洗化促進	①補助(診断士派遣を含む)		④その他の要件	浄化槽設備士がいる施工業者	③その他の要件	住宅の所有者	・下水道認可区域外の住宅	④要件なし		①特定の工事の工事費用に応じて決定	浄化槽設備の設置に係る費用	定額
秋田県	由利本荘市木造住宅耐震診断補助事業	由利本荘市	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)		⑤要件なし	秋田県の木造住宅耐震診断・改修技術者名簿に登録された者	③その他の要件	市内在住者で自ら居住する市内の住宅の耐震診断を実施する者	昭和56年5月31日以前に建築された木造戸建て住宅	④要件なし	・補助金の利用は一回限り	①特定の工事の工事費用に応じて決定	耐震診断に要する費用の2/3に相当する額(上限3万円)	
秋田県	由利本荘市木造住宅耐震改修補助事業	由利本荘市	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)		⑤要件なし		③その他の要件	市内在住者で自ら居住する市内の住宅の耐震改修を実施する者	・昭和56年5月31日以前に建築された木造戸建て住宅 ・木造住宅の地震に対する安全性を診断した結果、上部構造評点が0.7未満で特定行政庁から勧告を受けたもの	④要件なし	・補助金の利用は一回限り	①特定の工事の工事費用に応じて決定	耐震改修工事に要する費用の23.0%を乗じて得た以内の額。ただし、その額が300千円を超えるときは300千円を限度。	
秋田県	潟上市住宅リフォーム補助事業	潟上市	⑤リフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)		②都道府県(市区町村)内の事業者	・市内に本店を有する建設業者等	③その他の要件	市内在住者で持ち家住宅(親または子の住宅を含む)を増改築・リフォームする者	・一戸建ての住宅 ・併用住宅(住宅部分のみ)	③その他	秋田県住宅リフォーム緊急支援事業	・補助金の利用は一回限り	②工事費用に応じて決定	補助対象工事費の10%に相当する額(上限20万円) ※H22年度利用者は今年度と併せて上限20万円
秋田県	潟上市木造住宅耐震診断補助事業	潟上市	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)		④その他の要件	秋田県が作成する「木造住宅耐震診断・改修技術者名簿」に登録された耐震診断士	③その他の要件	市内に存する木造戸建て住宅の所有者	昭和56年5月31日以前に着工され、居住の用に供している木造戸建て住宅	①ほかの補助事業との併用は不可	・補助金の利用は一回限り	②工事費用に応じて決定	耐震診断に要する費用の2/3に相当する額(上限3万円、千円未満切捨て)	
秋田県	潟上市木造住宅耐震改修補助事業	潟上市	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)		⑤要件なし		③その他の要件	市内に存する木造戸建て住宅の所有者	耐震診断の結果、上部構造点が1.0未満と診断された住宅で、上部構造点が1.0以上となるように補強すること。	①ほかの補助事業との併用は不可	・補助金の利用は一回限り	②工事費用に応じて決定	耐震改修工事に要する費用の23%に相当する額(上限30万円、千円未満切捨て)	
秋田県	大仙市住宅リフォーム支援事業補助金	大仙市	⑤リフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)		②都道府県(市区町村)内の事業者		③その他の要件	市内在住者で持ち家住宅(親または子の住宅を含む)をリフォームする者	自ら居住する既存住宅	③その他	秋田県のリフォーム助成制度との併用可 大仙市の他の補助事業との併用不可	・補助金の利用は一回限り	①特定の工事の工事費用に応じて決定	補助対象工事費の10%に相当する額(上限30万円)
秋田県	大仙市木造住宅耐震改修等補助金	大仙市	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)		②都道府県(市区町村)内の事業者		③その他の要件	補助対象住宅を所有する個人であり、所有者及び同一世帯に属する者が、本市の市税を滞納していない者	昭和56年5月31日以前に着工され、居住の用に供している木造戸建て住宅	①ほかの補助事業との併用は不可	・補助金の利用は一回限り	①特定の工事の工事費用に応じて決定	耐震診断に要する費用の2/3に相当する額(上限3万円)	
秋田県	大仙市木造住宅耐震改修等補助金	大仙市	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)		②都道府県(市区町村)内の事業者		③その他の要件	補助対象住宅を所有する個人であり、所有者及び同一世帯に属する者が、本市の市税を滞納していない者	昭和56年5月31日以前に着工され、居住の用に供している木造戸建て住宅	①ほかの補助事業との併用は不可	・補助金の利用は一回限り	①特定の工事の工事費用に応じて決定	補助対象工事にかかる費用 補助対象工事費の23.0%を乗じて得た額	

地方公共団体におけるリフォーム支援策に関する調査結果

(平成23年8月時点における支援制度)

(1)補助名称および実施地方公共団体			(2)リフォーム支援策の分類について		(3)支援方法について		(4)補助要件について						(5)補助内容について			
都道府県名	補助名称	実施地方公共団体	分類 (以下の選択肢から選択) ①耐震改修 ②バリアフリー改修 ③エコリフォーム促進 ④災害予防 ⑤リフォーム促進 ⑥その他	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①補助(診断士派遣を含む) ②融資(無利子) ③利子補給 ④融資(有利子) ⑤ポイント発行	備考	工事施工者		発注者		他の補助事業との関係		その他 (工事内容、工事施工者、実施住宅以外の要件を記入して下さい。)	A)支援対象		
							分類 (以下の選択肢から選択) ①中小事業者 ②都道府県(市区町村)内の事業者 ③都道府県(市区町村)内の事業者かつ中小事業者 ④その他の要件 ⑤要件なし	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①高齢者・身体障害者のみ ②低所得者のみ ③その他の要件 ④要件なし	備考	リフォーム実施住宅	分類 (以下の選択肢から選択) ①ほかの補助事業との併用は不可 ②ほかの補助事業の利用を要件としている ③その他 ④要件なし		備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①特定の工事の工事費用に応じて決定 ②工事費用にかかわらず)定額を補助 ③(工事費用にかかわらず)設置する設備の性能に応じて補助額を設定 ④使用する材料量に応じて補助額を設定 ⑤その他	備考
秋田県	北秋田市住宅リフォーム緊急支援事業	北秋田市	⑤リフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)		②都道府県(市区町村)内の事業者		③その他の要件	県内在住者で持ち家住宅(親または子の住宅を含む)を増改築・リフォームする者		④要件なし	・一戸建ての住宅 ・マンション等の共同住宅(専有部分のみ)	・補助金の利用は同一年度内に一回限り	②工事費用に応じて決定	補助対象工事費の10%に相当する額(上限20万円)
秋田県	木造住宅耐震診断事業	北秋田市	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)		②都道府県(市区町村)内の事業者		③その他の要件	住宅を所有する個人	昭和56年5月31日以前に建築された木造戸建住宅	④要件なし			②工事費用に応じて決定	費用の2/3に相当する額(上限3万円)
秋田県	水洗便所等改造資金融資あっせん事業	北秋田市	⑥その他	環境衛生の向上のため水洗便所に改造するもの	③利子補給		④その他の要件	市排水設備指定店であること	③その他の要件	処理区域内の住宅の所有者又は占有者	特になし	④要件なし			①特定の工事の工事費用に応じて決定	上限100万円(供用開始日から3年経過は50万円)
秋田県	高齢者住宅整備資金貸付事業	北秋田市	②バリアフリー改修		④融資(有利子)		⑤要件なし		③その他の要件	60才以上の親族である高齢者と同居する者	特になし	④要件なし			②工事費用に応じて決定	上限150万円
秋田県	障害者住宅整備資金貸付事業	北秋田市	②バリアフリー改修		④融資(有利子)		⑤要件なし		③その他の要件	障がい者又は同居する親族	特になし	④要件なし			②工事費用に応じて決定	上限150万円
秋田県	ひとり親家庭等住宅整備資金貸付事業	北秋田市	⑥その他	母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉の増進	④融資(有利子)	所得税が非課税となる所得を有する者のみで構成されて世帯は無利子	⑤要件なし		③その他の要件	寡夫・寡婦家庭であること	特になし	④要件なし			②工事費用に応じて決定	上限150万円
秋田県	浄化槽設置整備事業	北秋田市	⑥その他	公共用水域の水質汚濁防止のため	①補助(診断士派遣を含む)		⑤要件なし		④要件なし		特になし	④要件なし			⑥その他	人槽別で定額 上限 5人槽 469,000円 7人槽 588,000円 10人槽 784,000円
秋田県	仙北市住宅リフォーム促進事業	仙北市	⑤リフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)		②都道府県(市区町村)内の事業者	・リフォーム工事業市内に事業所を有する建設業者等 ・下水道接続工事業市内に事業所を有する仙北市排水設備工事指定店	③その他の要件	・市内在住者で持ち家住宅(親または子の住宅を含む)を増改築・リフォームする者 ・過去にこの制度による助成を受けていない者	・市内に存する専用住宅及び併用住宅。(専ら居住の用に供する部分のみ)ただし賃貸住宅を除く。 ・過去にこの制度による助成を受けていない住宅	②ほかの補助事業の利用を要件としている	秋田県住宅リフォーム緊急支援事業への同時申請を要件とする。	補助金の利用は一住宅に一回限り。但し、限度額に満たない場合は、限度額範囲内で次年度申請可能。	②工事費用に応じて決定	・リフォーム工事補助対象工事費の15%に相当する額。(千円未満切り捨て) ・下水道接続工事を伴う場合上記に加え10万円。
秋田県	にかほ市住宅リフォーム支援事業	にかほ市	⑤リフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)		②都道府県(市区町村)内の事業者	・市内に事業所を有する建設業者等	③その他の要件	市内在住者で持ち家住宅(親または子の住宅を含む)を増改築・リフォームする者	・一戸建ての住宅 ・マンション等の共同住宅(専有部分のみ)	②ほかの補助事業の利用を要件としている	秋田県住宅リフォーム緊急支援事業の利用を要件としている。	・補助金の利用は同一年度内に一回限り ・市税等滞納がないこと	②工事費用に応じて決定	補助対象工事費の5%に相当する額(上限10万円)
秋田県	にかほ市水洗便所等改造資金助成事業	にかほ市	⑥その他	住民の環境衛生の向上を図るため	①補助(診断士派遣を含む)		④その他の要件	にかほ市排水設備指定工事店	③その他の要件	公共下水道接続義務期間内の者	市内で設置された住宅	④要件なし		市税及び下水道事業受益者負担金を滞納していない者	②工事費用に応じて決定	補助対象工事費の1/3以内

地方公共団体におけるリフォーム支援策に関する調査結果

(平成23年8月時点における支援制度)

(1)補助名称および実施地方公共団体			(2)リフォーム支援策の分類について		(3)支援方法について		(4)補助要件について						(5)補助内容について				
都道府県名	補助名称	実施地方公共団体	分類 (以下の選択肢から選択) ①耐震改修 ②バリアフリー改修 ③エコリフォーム促進 ④災害予防 ⑤リフォーム促進 ⑥その他	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①補助(診断士派遣を含む) ②融資(無利子) ③利子補給 ④融資(有利子) ⑤ポイント発行 ⑥その他	備考	工事施工者		発注者		他の補助事業との関係		その他 (工事内容、工事施工者、実施住宅以外の要件を記入して下さい。)	A)支援対象			
							分類 (以下の選択肢から選択) ①中小事業者 ②都道府県(市区町村)内の事業者 ③都道府県(市区町村)内の事業者かつ中小事業者 ④その他の要件 ⑤要件なし	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①高齢者・身体障害者のみ ②低所得者のみ ③その他の要件 ④要件なし	備考	リフォーム実施住宅	分類 (以下の選択肢から選択) ①ほかの補助事業との併用は不可 ②ほかの補助事業の利用を要件としている ③その他 ④要件なし		備考	備考	補助率等	
秋田県	にかほ市住宅用太陽光発電システム導入事業	にかほ市	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)			⑤要件なし		④要件なし	市内に設置され、補助金の交付を申請しようとする者が自ら使用するものであること。	市内で設置された住宅	②ほかの補助事業の利用を要件としている	秋田県・国の補助事業の併用	市税の滞納がない者であること	①特定の工事の工事費用に応じて決定	補助対象システムの最大出力に1キロワット当たり4万円を乗じて得た額
秋田県	にかほ市高齢者住宅バリアフリー改修事業	にかほ市	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)		②都道府県(市区町村)内の事業者	・市内に事業所を有する建設業者等	③その他の要件		介護保険法で規定する65歳以上の第1号被保険者。ただし、介護保険法で規定する要介護・要支援認定を受けた被保険者を除く。	居住している既存住宅	③その他	補助金の交付を受けようとする改修等に対し、公的扶助を受けていないこと	・同一世帯で市税等を滞納していないこと。 ・同一世帯で当該補助金の交付を過去に受けていないこと。 ・賃貸又は売却を目的として住宅を改修等していないこと。	①特定の工事の工事費用に応じて決定	・上限を10万円し補助対象工事費の2分の1、10分の8(市町村民税非課税世帯)
秋田県	木造住宅耐震診断事業	にかほ市	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)		④その他の要件	秋田県の木造住宅耐震診断・改修技術者名簿に診断技術者として登録された者	④要件なし		昭和56年5月31日以前の耐震基準により建築された木造戸建住宅	①ほかの補助事業との併用は不可		補助金の利用は一住宅に一回限り	①特定の工事の工事費用に応じて決定	耐震診断に要した費用の額の3分の2	耐震診断に要した費用の額の3分の2
秋田県	木造住宅耐震改修事業	にかほ市	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)		④その他の要件	・市内に事業所を有する業者	④要件なし		昭和56年5月31日以前の耐震基準により建築された木造戸建住宅	①ほかの補助事業との併用は不可		補助金の利用は一住宅に一回限り	①特定の工事の工事費用に応じて決定	耐震改修に要する経費の3分の1	耐震改修に要する経費の3分の1
秋田県	危険ブロック塀等撤去支援事業	にかほ市	④災害予防		①補助(診断士派遣を含む)		⑤要件なし		④要件なし		・道路面からの高さが1メートルを超えるもの ・ブロック塀等実地調査で危険と判定されたもの	①ほかの補助事業との併用は不可			⑥その他	①撤去に要する工事費の2分の1 ②当該ブロック塀の面積×4千円/1㎡ ①②のいずれか少ないほう	①撤去に要する工事費の2分の1 ②当該ブロック塀の面積×4千円/1㎡ ①②のいずれか少ないほう
秋田県	小坂町住宅リフォーム緊急支援事業	小坂町	⑤リフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)		②都道府県(市区町村)内の事業者	町内に本店を有する事業者、住所を有する個人事業主	③その他の要件		町内在住者で持ち家住宅(親または子の住宅を含む)を増改築・リフォームする者	③その他	町で実施している他の補助事業との併用は不可	・補助金の利用は一住宅に年度内一回限り	②工事費用に応じて決定	補助対象工事費の15%に相当する額(上限15万円)県の補助を受ける場合はその額を差し引いた額	
秋田県	上小阿仁村住宅リフォーム緊急支援事業	上小阿仁村	⑤リフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)		②都道府県(市区町村)内の事業者	・村内に本店を有する建設業者等	③その他の要件		・村内在住者で持ち家住宅(親または子の住宅を含む)を増改築・リフォームする者 ・村税完納者	②ほかの補助事業の利用を要件としている	・県の補助事業(秋田県住宅リフォーム緊急支援事業)	・補助金の利用は一住宅に一回限り	②工事費用に応じて決定	補助対象工事費の10%に相当する額(上限20万円)	
秋田県	住宅リフォーム支援事業	三種町	⑤リフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)		②都道府県(市区町村)内の事業者	・町内に本店を有する建設業者等	④要件なし		町内在住者で持ち家住宅(親または子の住宅を含む)を増改築・リフォームする者	②ほかの補助事業の利用を要件としている	50万円を超える工事については県のリフォーム事業利用とし、町は5%の補助		②工事費用に応じて決定	20万以上50万までは町15%補助、50万超分は県10%-町5%補助	
秋田県	高齢者住宅等整備資金融資	三種町	②バリアフリー改修		④融資(有利子)		⑤要件なし		①高齢者・身体障害者のみ		特になし	④要件なし			②工事費用に応じて決定	工事費のうち上限150万円まで融資	
秋田県	障害者世帯改修等資金融資	三種町	②バリアフリー改修		④融資(有利子)		⑤要件なし		①高齢者・身体障害者のみ		特になし	④要件なし			②工事費用に応じて決定	工事費のうち上限150万円まで融資	
秋田県	母子世帯等住宅改修等資金融資	三種町	⑥その他	母子寡婦世帯等の支援	④融資(有利子)		⑤要件なし		③その他の要件	ひとり親世帯等	特になし	④要件なし			②工事費用に応じて決定	工事費のうち上限150万円まで融資	

地方公共団体におけるリフォーム支援策に関する調査結果

(平成23年8月時点における支援制度)

(1)補助名称および実施地方公共団体			(2)リフォーム支援策の分類について		(3)支援方法について		(4)補助要件について						(5)補助内容について					
都道府県名	補助名称	実施地方公共団体	分類 (以下の選択肢から選択) ①耐震改修 ②バリアフリー改修 ③エコリフォーム促進 ④災害予防 ⑤リフォーム促進 ⑥その他	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①補助(診断士派遣を含む) ②融資(無利子) ③利子補給 ④融資(有利子) ⑤ポイント発行 ⑥その他	備考	工事施工者		発注者		リフォーム実施住宅	他の補助事業との関係		その他 (工事内容、工事施工者、実施住宅以外の要件を記入して下さい。)	A)支援対象		補助率等	
							分類 (以下の選択肢から選択) ①中小事業者 ②都道府県(市区町村)内の事業者 ③都道府県(市区町村)内の事業者かつ中小事業者 ④その他の要件 ⑤要件なし	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①高齢者・身体障害者のみ ②低所得者のみ ③その他の要件 ④要件なし	備考		分類 (以下の選択肢から選択) ①ほかの補助事業との併用は不可 ②ほかの補助事業の利用を要件としている ③その他 ④要件なし	備考		分類 (以下の選択肢から選択) ①特定の工事の工事費用に応じて決定 ②工事費用に応じて決定 ③(工事費用にかかわらず)定額を補助 ④設置する設備の性能に応じて補助額を設定 ⑤使用する材料量に応じて補助額を設定 ⑥その他	備考		
秋田県	八峰町住宅リフォーム緊急支援事業	八峰町	⑤リフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)		②都道府県(市区町村)内の事業者	町内の建設業者等	③その他の要件	町内在住者で持ち家住宅(親または子の住宅を含む)を増改築・リフォームする者	③その他	③その他	③その他	③その他	・補助金の利用は一住宅に一回限り ・「八峰町環境にやさしい住まいづくり応援事業」(H21事業)による補助金を受けていないこと ・平成22年度版「八峰町住宅リフォーム緊急支援事業」を利用し、限度額30万円の補助金を受けていないこと ・町税等の滞納がないこと	②工事費用に応じて決定		補助対象工事費の15%に相当する額(上限30万円)
秋田県	下水道等接続工事費等助成金	八峰町	⑥その他	下水道加入促進	①補助(診断士派遣を含む)		④その他の要件	排水設備指定工事店に指定されている業者	③その他の要件	町内在住者で持ち家住宅の排水設備工事を実施する者	③その他	③その他	「八峰町住宅リフォーム緊急支援事業」との併用可能	・補助金の利用は一住宅に一回限り、ただし別の部分をリフォームした場合、合わせた額が上限以内は可 ・分担金を全納していること	②工事費用に応じて決定		補助対象工事費の5%に相当する額(上限は下記のとおり) ・トイレのみ接続 3.5万円 ・雑排水のみ接続 3.5万円 ・トイレ及び雑排水接続 5万円	
秋田県	環境浄化促進助成金	藤里町	⑥その他	下水道事業の加入促進を図るため、新たに下水道を設備する者に対し助成する	①補助(診断士派遣を含む)	配管延長、枿個数、トイレ設置器数、便槽解体の状況に応じ算出	①住宅所有者(リフォーム工事発注者)	・町条例に定める排水設備指定工事店で、かつ、町内に事業所(営業所を含む。)を有するか、藤里町に住所を有する者を常時雇用している業者等	③その他の要件	下水道の排水区域内に在する土地の所有者若しくは家屋所有者が対象者となる。	特になし	④要件なし			④設置する設備の性能に応じて補助額を設定	(3)の内容をポイント付けして算出した額	特になし	
秋田県	五城目町住宅リフォーム緊急支援事業	五城目町	⑤リフォーム促進		補助で診断士の派遣は含まない		②都道府県(市区町村)内の事業者	・町内に店舗を有する建設業者等	③その他の要件	町内在住者で持ち家住宅(親または子の住宅を含む)を増改築・リフォームする者	③その他	③その他	・町の合併浄化槽の補助を受ける住宅は不可	・補助金の利用は一住宅に一回限り、ただし別の部分をリフォームした場合、合わせた額が上限以内は可	②工事費用に応じて決定		補助対象工事費の5%に相当する額(上限10万円)	
秋田県	井川町水洗化リフォーム補助金	井川町	⑤リフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)		②都道府県(市区町村)内の事業者		③その他の要件	町内在住者で持ち家住宅(親または子の住宅を含む)を増改築・リフォームする者	④要件なし	④要件なし		・補助金の利用は一住宅、一回限り	③(工事費用にかかわらず)定額を補助		定額	
秋田県	大潟村ひとり親家庭等住宅整備資金貸付規則	大潟村	⑥その他	母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉の増進	④融資(有利子)	年1%、非課税所得者は無利子	⑤要件なし		③その他の要件	母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉の増進	特になし	④要件なし			②工事費用に応じて決定		限度額150万円	
秋田県	大潟村住宅整備福祉資金貸付規則	大潟村	⑥その他	母子家庭支援	②融資(無利子)		⑤要件なし		③その他の要件	母子家庭	特になし	④要件なし			②工事費用に応じて決定		限度額200万円	
秋田県	高齢者住宅等整備資金融資	大潟村	②バリアフリー改修		④融資(有利子)	年3%又は資金運用部資金の貸付利率の低い方	⑤要件なし		①高齢者・身体障害者のみ		特になし	④要件なし			②工事費用に応じて決定		限度額200万円	
秋田県	大潟村心身障害者居室整備資金貸付規則	大潟村	⑥その他	心身障害者支援	④融資(有利子)	年3%又は資金運用部資金の貸付利率の低い方	⑤要件なし		③その他の要件	心身障害者	特になし	④要件なし			②工事費用に応じて決定		限度額200万円	
秋田県	大潟村住宅用太陽光発電システム導入費補助制度	大潟村	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)	3万円/kw、上限15万円	⑤要件なし		③その他の要件	自ら居住する住宅に設置する個人。国の交付決定を受け電灯契約をしている村民。	特になし	②ほかの補助事業の利用を要件としている	国の住宅用太陽光発電導入支援対策補助金の決定を受けた方。		④設置する設備の性能に応じて補助額を設定		3万円/kw、上限15万円	
秋田県	美郷町住宅リフォーム緊急支援事業	美郷町	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)		②都道府県(市区町村)内の事業者	町内に事業所を有する法人、または町内に住所を置く個人事業主	④要件なし		④要件なし	④要件なし			②工事費用に応じて決定		工事費用の10%(上限10万円)	

地方公共団体におけるリフォーム支援策に関する調査結果

(平成23年8月時点における支援制度)

(1)補助名称および実施地方公共団体			(2)リフォーム支援策の分類について		(3)支援方法について		(4)補助要件について						(5)補助内容について				
都道府県名	補助名称	実施地方公共団体	分類 (以下の選択肢から選択) ①耐震改修 ②バリアフリー改修 ③エコリフォーム促進 ④災害予防 ⑤リフォーム促進 ⑥その他	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①補助(診断士派遣を含む) ②融資(無利子) ③利子補給 ④融資(有利子) ⑤ポイント発行 ⑥その他	備考	工事施工者		発注者		他の補助事業との関係		その他 (工事内容、工事施工者、実施住宅以外の要件を記入して下さい。)	A)支援対象		補助率等	
							分類 (以下の選択肢から選択) ①中小事業者 ②都道府県(市区町村)内の事業者 ③都道府県(市区町村)内の事業者かつ中小事業者 ④その他の要件 ⑤要件なし	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①高齢者・身体障害者のみ ②低所得者のみ ③その他の要件 ④要件なし	備考	リフォーム実施住宅	分類 (以下の選択肢から選択) ①ほかの補助事業との併用は不可 ②ほかの補助事業の利用を要件としている ③その他 ④要件なし		備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①特定の工事の工事費用に応じて決定 ②工事費用に応じて決定 ③(工事費用にかかわらず)定額を補助 ④設置する設備の性能に応じて補助額を設定 ⑤使用する材料量に応じて補助額を設定 ⑥その他		備考
秋田県	美郷町住宅用太陽光発電システム設置費補助事業	美郷町	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)		②都道府県(市区町村)内の事業者	町内業者				②ほかの補助事業の利用を要件としている	国の補助を受けた者		④設置する設備の性能に応じて補助額を設定	補助対象設備の設置にかかる費用	1kwあたり5万円 上限4kw
秋田県	美郷町木造住宅耐震診断及び耐震改修補助事業	美郷町	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)		②都道府県(市区町村)内の事業者	町内業者				④要件なし			②工事費用に応じて決定	耐震診断や耐震改修にかかる費用	耐震診断にかかる費用の2/3(上限5万円) 耐震改修にかかる費用の1/3(上限60万円)
秋田県	羽後町住宅リフォーム促進事業	羽後町	⑤リフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)		②都道府県(市区町村)内の事業者	町内に事業所又は住所を有する法人又は個人	③その他の要件	・羽後町に住所登録又は外国人登録をしており、かつ居住していること。 ・本人及び同一世帯に属する者が、町税及び町諸収入金を滞納していないこと。 ・対象工事について、町が実施している他の制度による助成を受けていないこと。 ・平成22年度に本事業を利用していない方(ただし雪害による補修等の場合を除く)	・対象者の主たる居住用住宅	①ほかの補助事業との併用は不可	秋田県が行っている住宅リフォーム緊急支援事業との併用は可能	・補助金の申請は1回限り	②工事費用に応じて決定		・対象工事経費が20万以上50万未満の場合、20%に相当する額 ・対象工事経費が50万円以上の場合、定額5万円
秋田県	東成瀬村住宅リフォーム等促進事業	東成瀬村	⑤リフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)		③都道府県(市区町村)内の事業者 かつ中小事業者	村内に事業所を有し村の法人村民税が課されている法人、または村内に住民登録している個人事業主	③その他の要件	村内に住民登録し、現に居住しており、住宅の所有者であること。世帯全員が村税及び村諸収入金を完納していること。	村内に建築されている一戸建て住宅で建築後1年以上経過しているもの。(併用住宅の場合は住宅部分のみ)	③その他	村で実施している住宅用太陽光発電システム設置費補助金との併用は不可	・補助金の利用は一住宅に一回限り	②工事費用に応じて決定	リフォーム等工事にかかる費用	・対象工事費が50万円から200万円の場合は10%相当額 ・対象工事費が200万円を超える場合は20%相当額から20万円を引いた額(上限30万円)
秋田県	東成瀬村子育て住宅リフォーム等促進事業	東成瀬村	⑥その他	少子化対策、リフォーム促進	①補助(診断士派遣を含む)		③都道府県(市区町村)内の事業者 かつ中小事業者	村内に事業所を有し村の法人村民税が課されている法人、または村内に住民登録している個人事業主	③その他の要件	村内に住民登録し、現に居住しており、住宅の所有者であること。世帯全員が村税及び村諸収入金を完納していること。世帯に18歳以下の子ども及び妊婦がいること。	村内に建築されている一戸建て住宅で建築後1年以上経過しているもの。(併用住宅の場合は住宅部分のみ)	③その他	村で実施している住宅用太陽光発電システム設置費補助金との併用は不可	・補助金の利用は一住宅に一回限り	②工事費用に応じて決定	リフォーム等工事にかかる費用	・対象工事費が50万円から200万円の場合は上記で算出した補助額に、その補助額の10%相当額を加えた額 ・対象工事費が200万円を超える場合は2上記で算出した補助額に、その補助額の10%相当額を加えた額(上限33万円)
秋田県	東成瀬村住宅用太陽光発電システム設置費補助金	東成瀬村	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)		⑤要件なし		③その他の要件	村内に居住し、または居住しようとする住宅にシステムを設置する者。世帯全員が村税等を滞納していないこと。電灯契約を結んでいる者。過去にこの補助金の交付を受けていない者。	個人により電灯契約されている建物で、住居として使用されるもの	④要件なし		システムは未使用品であること 太陽光普及拡大センター定めた補助金の交付規程の要件に適合するもの又は補助金の交付を行ったもの 電力会社と電灯契約及び余剰電力の売電契約を締結できるもの	④設置する設備の性能に応じて補助額を設定	システムの最大出力に応じて	7万円に補助対象システムの最大出力を乗じた額(上限35万円)
秋田県	東成瀬村ベレットストーブ等導入促進補助金	東成瀬村	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)		⑤要件なし		③その他の要件	村内住所を有する個人又は村長が適当であると認める団体。世帯全員が村税等を滞納していないこと。過去にこの補助金の交付を受けていない者。	村内に存する自ら居住する住宅等	④要件なし		補助金の利用は一住宅に一回限り	⑥その他	税抜き本体価格に応じて	税抜き本体価格の1/2相当額(上限10万円)

地方公共団体におけるリフォーム支援策に関する調査結果

(平成23年8月時点における支援制度)

(1) 補助名称および実施地方公共団体			(2) リフォーム支援策の分類について		(3) 支援方法について		(4) 補助要件について						(5) 補助内容について				
都道府県名	補助名称	実施地方公共団体	分類 (以下の選択肢から選択) ①耐震改修 ②バリアフリー改修 ③エコリフォーム促進 ④災害予防 ⑤リフォーム促進 ⑥その他	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①補助(診断士派遣を含む) ②融資(無利子) ③利子補給 ④融資(有利子) ⑤ポイント発行 ⑥その他	備考	工事施工者		発注者		リフォーム実施住宅	他の補助事業との関係		その他 (工事内容、工事施工者、実施住宅以外の要件を記入して下さい。)	A) 支援対象		補助率等
							分類 (以下の選択肢から選択) ①中小事業者 ②都道府県(市区町村)内の事業者 ③都道府県(市区町村)内の事業者かつ中小事業者 ④その他の要件 ⑤要件なし	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①高齢者・身体障害者のみ ②低所得者のみ ③その他の要件 ④要件なし	備考		分類 (以下の選択肢から選択) ①ほかの補助事業との併用は不可 ②ほかの補助事業の利用を要件としている ③その他 ④要件なし	備考		分類 (以下の選択肢から選択) ①特定の工事の工事費用に応じて決定 ②工事費用に応じて決定 ③(工事費用にかかわらず)定額を補助 ④設置する設備の性能に応じて補助額を設定 ⑤使用する材料量に応じて補助額を決定 ⑥その他	備考	
秋田県	東成瀬村老人居室整備資金貸付	東成瀬村	⑥その他	老人福祉の増進	④融資(有利子)		⑤要件なし		③その他の要件	村内に居住し60歳以上の者と同居する者で自力で整備を行うことが困難な者	特になし	④要件なし		村内に居住する者から2名の保証人が必要	②工事費用に応じて決定		工事費用に応じて150万円の範囲内で貸付
秋田県	東成瀬村ひとり親家庭等住宅整備資金貸付	東成瀬村	⑥その他	母子・父子・寡婦家庭の福祉の増進	④融資(有利子)		⑤要件なし	③その他の要件	村内に居住し、現に扶養する子のある配偶者のない女子及び配偶者のない男子で自力で整備を行うことが困難な者	特になし	④要件なし		村内に居住する者から1名の保証人が必要	②工事費用に応じて決定		工事費用に応じて150万円の範囲内で貸付	